

かわせみ賞実施要綱

(趣 旨)

第1条 日高市コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）は、日常身近なところで、明るく住みよいまちづくりのため、実践活動を地道に続けている個人及び団体、又は、善行が顕著であると認められる個人等にかわせみ賞を贈り、その活動と功績を顕彰するとともに地域活動の促進を図るものとする。

(対象となる活動)

第2条 顕彰の対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 一定の期間、常時又は定期的に行われている別表に掲げる活動とする。
- (2) 善行が顕著であると認められる個人
- (3) その他、協議会長が適当と認めた場合

(受賞候補者の推薦)

第3条 受賞候補者の推薦は、別に定める日までに、推薦者が様式第1又は様式第2による推薦書を協議会長に提出することにより行うものとする。

2 第1項の推薦者の資格は問わない。ただし、自己推薦は認めない。

(選 考)

第4条 受賞者の選考は、事務局の調査を経て協議会の役員会が行う。

(顕 彰)

第5条 この賞は、原則として毎年協議会の総会において贈呈する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、かわせみ賞に関する事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月30日から施行する。

別表(第2条関係)

受賞対象者	活 動 内 容	
	活動項目	内 容 例 示
地域で活動する個人、団体等	心のふれあいを深める活動	1 日頃から、あいさつなど温かな心で接して、交流を行っているもの
		2 障がい者の社会参加促進、高齢者や世代間の交流など円滑な人間関係やコミュニケーションを深めるための活動を行っているもの
		3 各国の人々との国際交流を行っているもの
		4 地域のまつりの実施など人々の心のふれあいを行っているもの
		5 子育て、健康、福祉など多様な分野で女性の地位向上につながる活動を行っているもの
		6 その他、人との交流、心のふれあいを通じ、コミュニティ意識を深め、輪を広げる活動を行っているもの
	健やかな心身を育てる活動	1 スポーツ、レクリエーションの普及、指導を行っているもの
		2 健康、体力づくり、食生活改善の普及に努めているもの
		3 青少年の健全育成に努めているもの
		4 生涯にわたって、いきがいや楽しみのための生涯学習の普及、指導を行っているもの
		5 その他、人々の健やかな心身を保つための活動を行っているもの
	住みよいふるさとをつくる活動	1 道路、学校、公園、広場などの公共の施設及び公共の場等の清掃美化活動、環境保全、改善活動や花いっぱいなど緑化活動を行っているもの
		2 空き缶、古紙などの資源リサイクル活動やゴミ減量の取組を行っているもの
		3 防犯、交通事故防止及び防災などの安全活動を行っているもの
		4 人々が協力をして、より良い地域社会を築くための活動を行っているもの
		5 その他、恵まれた自然を生かした、美しく住みよい郷土をつくる活動を行っているもの
	郷土を知り、郷土を想う活動	1 郷土の自然、風致、史跡など文化遺産の保全、愛護等を行っているもの
		2 郷土芸能、伝統行事の伝承と保存及び後継者の育成等を行っているもの
		3 新たな地域文化の創造、普及を行っているもの
		4 その他、郷土の歴史、風土、文化を知り、郷土を愛し、地域における連帯の絆を培う活動を行っているもの